

森のひろば

フォレスト・ニュース

NO.1191

令和7年6月号

林野庁 近畿中国森林管理局



大阪市北区天満橋 1-8-75 桜ノ宮合同庁舎

TEL 050-3160-6763

<https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/>



ハナショウブ (久宝寺公園・大阪市内)

トピックス: 国有林の分収造林制度による森林^{もり}づくりについて (森林整備課)

ニュース: 福井森林管理署、鳥取森林管理署、山口森林管理事務所

花草木: キンシバイ

我が署のスタッフ: 岡山森林管理署

森林事務所等紹介: 北勢森林事務所 (三重森林管理署)

国有林最前線: 広島北部森林管理署

国有林の分収造林制度による森林づくりについて

【森林整備課】

国有林における分収造林は、国有林野の貸付・使用及び共用林野*とともに国有林野の管理経営に関する法律に基づく国有林野を活用する制度の一環として、国有林野の所在する地域の林業振興等のため積極的に取り組んでいますのでご紹介します。

1 国有林における分収造林制度について

国有林における分収造林制度は、造林者（国以外の者）と国が契約を結び、造林者が国有林に木を植えて、一定期間育て、伐採して得た収益（販売代金）を造林者と国で一定の割合で分収する制度であり、森林づくりに国有林野を活用できます。

近年、緑資源の確保に対する要請が高まってきていることから、森林づくりを国有林野の所在する地域の住民のみにゆだねることなく、都市住民もこれに参画し、国民が一体となって推進することが課題となっています。

このような情勢に対応して、国有林内で新たに分収造林対象地を選定して分収造林の相手方を募集することにより、分収造林制度を活用した森づくりについて積極的に取り組んでいます。

これまで契約していただいた造林者の方は、地域の林業・木材産業関係者、カーボンニュートラル・SDGs・社会貢献活動等への関心が高い企業や団体、地元住民で組織された分収造林組合など多岐に渡っています。

2 分収造林制度に参加できる条件について

国と分収造林契約を結ぶためには、植栽から収穫に至る長い期間にわたって造林・保育及び管理を確実にできる契約者であることが必要です。また、分収木を育成するために行う作業には、地拵、植付、下刈、つる切、除伐などがあり、造林・保育の作業が必要になります。

なお、造林・保育作業は、地元の森林組合、林業事業体等に委託することも出来ますので、安心して応募いただけます。



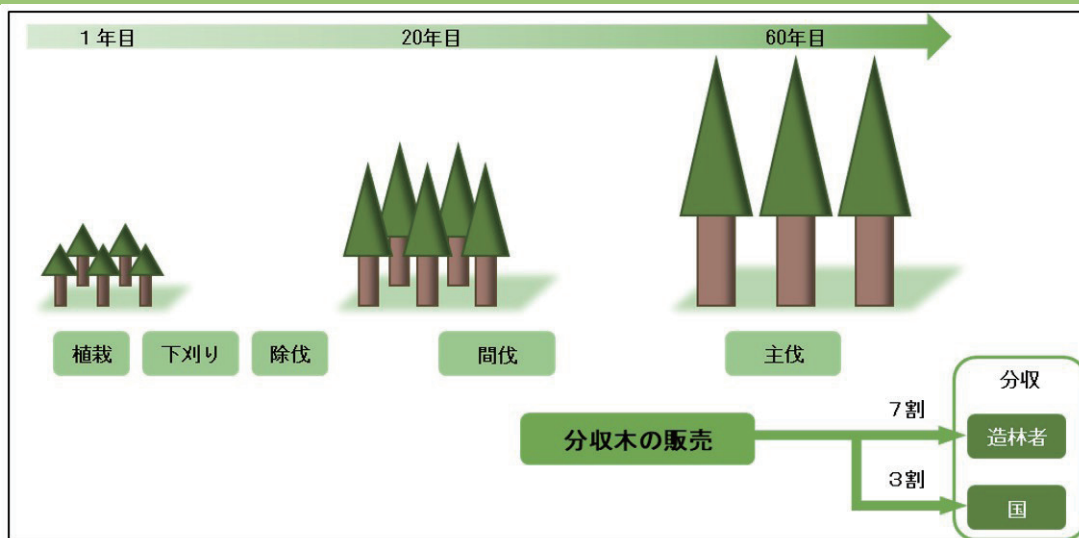
分収造林地の様子



分収造林地（法人の森林）での下刈作業の様子

3 分収木の持分割合について

分収木は、契約者と国との共有になり、その持分割合は、通常、契約者7割、国3割としています。また、契約者が学校などの場合には、契約者8割、国2割となります。将来の収益（分収木の販売代金）は、この持分割合に基づいて分収されます。なお、契約期間については、最長80年ですが、樹種によって異なります。



分収造林契約のイメージ

4 分収造林契約による造林者のメリットについて

分収造林契約による造林者のメリットについては、次のような様々なものが挙げられます。

- ・森林づくりに取り組むことにより、資源の循環利用や地球温暖化防止へ貢献できます。
- ・社会貢献活動、記念行事、森林教育活動等として、対外的なPRに活用できます。
- ・山林（土地）を取得する必要がないため、初期投資を節約できます。
- ・原料としての木材を確保できます。

分収造林契約の際の留意事項としてご注意いただきたいことは、分収額が造林費用を上回ることを確約したものではないこと。契約期間中は、造林・保護の義務が発生し、適切に造林・保護が行われなかった場合は契約解除となる可能性があること等が挙げられます。

5 その他

①造林補助制度について

分収造林地で行う造林・保育には、民有林と同じく造林補助制度を利用することが可能です。

具体の補助申請については、都道府県に対して行うことになります。

②森林保険への加入について

近年の異常気象により、豪雨・洪水による被害、暴風・豪雪による幹折れ、乾燥による枯死などの森林被害が発生しています。また、記憶に新しいところでは、山火事が各地で発生し報道されています。分収造林が、山火事や台風等の自然災害にあった時に備え、森林保険への加入ができます。詳しくは、最寄りの森林組合または森林組合連合会にお問い合わせください。

近畿中国森林管理局管内では約 2,800ha の分収造林が契約されており、毎年、新たな分収造林対象地をホームページにて公募しています。ちなみに令和 8 年（2026 年）は、昭和元年（1926 年）から起算して満 100 年を迎える節目の年となりますので、記念植樹として当制度を活用した森林づくりに取り組んでみてはいかがでしょうか。

※共用林野：共用林野は、国が国有林野について森林経営を行いながら、地元の住民が共同して地域住民が生活のために用いる山菜等の採取など使用収益することを権利として設定し、同一の国有林野を国と地元住民が共に利用する制度です。